

令和7年度 第4回 大牟田市地域公共交通活性化協議会

[報告事項]

(3) 地域公共交通利用促進事業について

<目次>

1. 「地域公共交通利用促進事業」のご案内・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
(参考) 地域公共交通利用促進事業補助金交付要綱

令和8年3月27日
大牟田市 国県道路・地域交通対策課

1. 令和8年度 地域公共交通利用促進事業の案内

(1) 補助の趣旨

本市の公共交通は、人口減少や自家用車依存を起因とした利用者の減少により、路線の廃止や減便、運賃の値上げなど、公共交通サービス水準が低下し、利用者がさらに減少する悪循環となっている。

こうした状況は運転免許を持たない学生や高齢者の移動に大きく影響し、通学・通勤や買い物、通院など、日常生活が制約され、ひいては地域社会の衰退を引き起こすことが懸念される。

公共交通を将来にわたり維持してゆくためには、公共交通の更なる利用が不可欠であり、交通事業者や地域団体等による利用促進や利便性向上に対する取組みへの積極的な支援が求められている。

こうした背景を受け、大牟田市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の交通事業者等が実施する公共交通の利用促進及び利便性の向上に資する取組みに対し、協議会を通して、補助金を予算の範囲内で交付する。

(2) 補助の内容・対象団体

① 補助対象経費

公共交通利用促進のイベント実施、ポスター・チラシ作成、
PR動画撮影・配信など、協議会が必要と認める費用

ただし、消費税及び地方消費税に相当する額は、補助対象経費から除く

② 対象団体

協議会を構成する交通事業者等

③ 補助対象期間

交付決定通知後から令和9年3月31日までに実施される事業

④ 補助額（上限）

1事業につき上限10万円、補助率10/10以内

⑤ 採択予定数（見込み）

3団体

(3) 募集期間

令和8年4月1日（水）～5月29日（金） ※申請書必着

※令和8年度の事業計画及び予算は、6月に開催予定の第1回協議会で審議いただく予定になります。
そのため、今回の案内は事業計画及び予算が承認されたのち、速やかに事業着手できるように
あらかじめ、事業の実施について検討をいただくためのものです。

(4) 補助金の申請方法

補助金の交付を受けようとする団体は、補助金交付申請書（様式第1号）、その他協議会が必要と認める書類（事業計画書、収支予算書等）を期限までに協議会事務局へ提出すること。

(5) 補助金の交付決定等

補助金の交付申請があった場合、協議会において申請内容を審査のうえ、補助金の交付を決定する。補助金の交付が決定した場合には、補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

(6) 実績報告

補助金の交付を受けようとする団体は、事業完了後速やかに、補助金実績報告書（様式第5号）、その他協議会が必要と認める書類（収支決算書等）を協議会事務局へ提出すること。

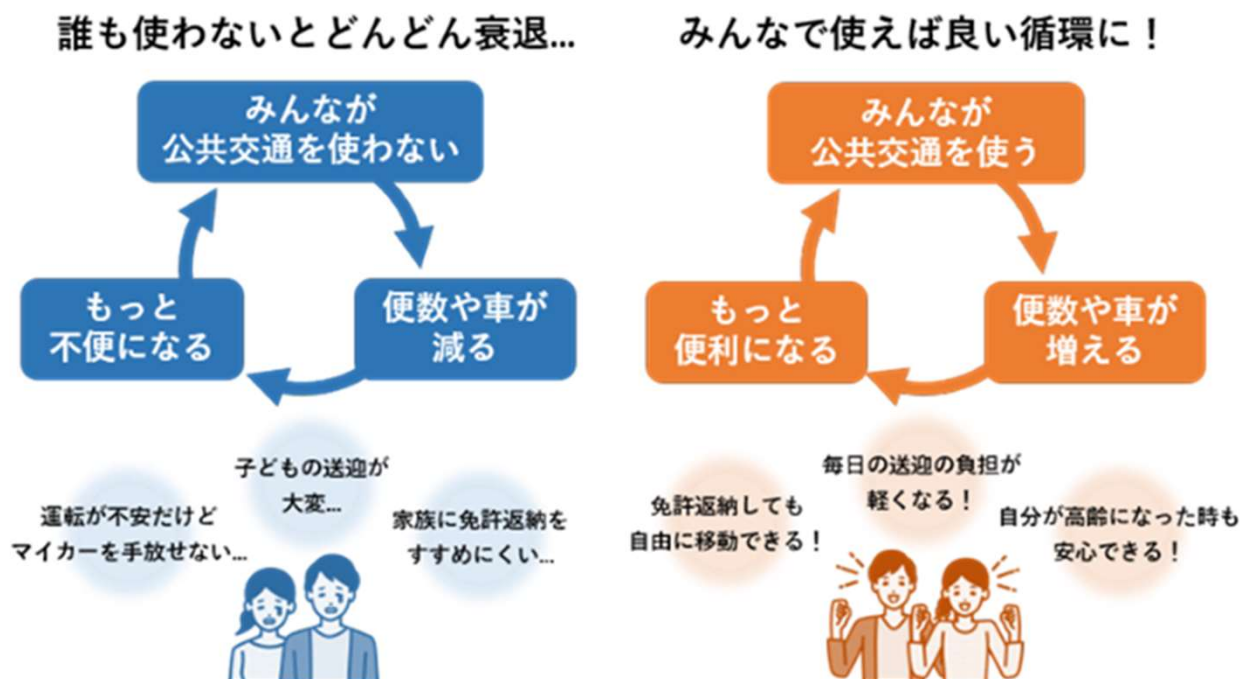
（提出期限：補助事業完了から30日以内又は令和9年3月31日のいずれか早い日）

(7) 補助金の額の確定

補助事業の実績報告があった場合、これを正当と認めるときには、交付すべき補助金の額の確定を行い、補助金確定通知書（様式第6号）をもって、補助金の交付を受けようとする団体に通知する。

(8) その他

取り組みを通じて得られたノウハウを広く役立てるため、市ホームページなどで活動内容等を紹介するとともに、報道機関等に情報を提供することがある。また、協議会において、取組概要等の報告を求めることもある。



<問い合わせ・申請先>

◆大牟田市公共交通活性化協議会事務局（土、日、祝祭日を除く8:30～17:15）
〒836-8666 大牟田市有明町2-3 大牟田市都市整備部国県道路・地域交通対策課内
TEL：0944-41-2783 FAX：0944-41-2795
E-mail：e-kokkendou-koutsu01@city.omuta.fukuoka.jp（担当：湊）